福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会振興基金事業補助金の交付等に関する要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づき策定した「福井市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画」により実施する「農林業の健全な発展に資する取組」として、事業者から福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会（以下、「協議会」という。）に納付される売電収入実績の1%に相当する額（福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会振興基金）を財源として、福井市第八次福井市総合計画の将来都市像である「みんなが輝く全国に誇れるふくい」を実現するために地域経済の自立、地域住民の積極的・主体的な取組による地域づくりの自律に取り組む自治会連合会等（以下「補助事業者等」という。）に対し、予算の範囲内で、福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会振興基金事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金による取組については、関係法令に定めのある場合を除くほか、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（事業期間）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の期間は、原則単年度とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象事業は、福井市第八次福井市総合計画の将来都市像である「みんなが輝く全国に誇れるふくい」を実現するために地域経済の自立、地域住民の積極的・主体的な取組による地域づくりの自律に取り組む事業であって、福井市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画アクションプラン〈国見岳エリアA〉（以下、「アクションプラン〈国見岳エリアA〉」という。）又は福井市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画アクションプラン〈国見岳エリアB〉（以下、「アクションプラン〈国見岳エリアB〉」という。）に掲げる取組とする。

2 補助事業の区分、対象地域及び補助率・補助上限は別表1に定める。なお、一つの事業において、別表1の複数の事業区分を併用することはできない。

（補助対象者の範囲等）

第4条 本事業の補助を受けることのできる者は、次の要件を満たす者とする。

⑴ 市単独事業、国県等補助対象事業

一定の区域に居住する人々が、それぞれの地域において様々な課題を解決し、住民相互の親睦を図ることを目的に自主的に組織された住民組織であり、市に届け出ている自治会、自治会連合会又は地区自治会連合会に所属する自治会長もしくは代表者をもって組織した地区連合会農山漁村活性化協議会（以下「自治会等」という。）であること。

2 前項に規定する自治会等は、次の要件を備えること。

⑴ 代表者の定めがあること。

⑵ 会則が作られていること。
⑶ 自治会等の組織や役員、予算、事業等は会則に則って作られていること。
⑷ 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める要件。

（補助対象経費）

第5条 本事業における補助金の交付の対象となる経費は、別表2に定める経費、及び事業を実施する用地が福井市内の用地である事業に要する経費とする。ただし、農林漁業の健全な発展に資する取組以外の望ましい取組は、補助対象経費の過半を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。
⑴ 特定の政治、宗教、選挙活動を目的とする事業
⑵ 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
⑶ アクションプラン〈国見岳エリア A〉又はアクションプラン〈国見岳エリア B〉に掲げられていない事業

（消費税及び地方消費税仕入れ控除額の減額申請等）

第6条 補助事業者等は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請に当たり、当該補助金に係わる消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係わる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係わる消費税相当額が明らかでない事業主体に係わる部分については、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第5条第1項第1号に定める軽微な変更は、総事業費の10分の3未満の変更とする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助事業者等は、アクションプラン〈国見岳エリアA〉又はアクションプラン〈国見岳エリアB〉に基づき規則第20条の規定により規則第3条第1項に定める補助金等交付申請書に代えて、福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会振興基金事業補助金事業計画書総括表（様式1）及び同項1号から3号を会長に提出しなければならない。なお、総括表の提出期限は、会長が別に定める日とし、同項1号から3号の様式は次の通りとする。
⑴ 福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会振興基金事業補助金 事業計画書 様式2
⑵ 福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会振興基金事業補助金 事業明細書 様式3
⑶ その他会長が必要と認める書類

2 前項の様式に記載すべき事項については、実情に応じて省略、または変更させることができる。

3 補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな交付申請の受付は行わないものとする。

4 基金事業の事務処理業務に係る人件費等の経費については、直接事業費と項目を分けて、申請

することができる。

5　事業を複数年度にわたり実施する場合は、事業計画書中の事業期間の項目に実施する複数年を記載すること。その事業計画書を踏まえ、事務局が自治会等ごとに実施年度の事業費と実施翌年度以降の事業費を整理した上で、福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会での審査を経て、次年度以降の事業枠を保証するものとする。

（審査選考）

第9条　補助金の交付の決定を適正に行うため、第8条の交付申請があった時から直近の協議会の議題に上程し審査選考を行うものとする。

（交付決定及び通知）

第10条　第8条による申請があったときは、協議会において、補助金の交付決定の可否及び額の決定を行うものとする。

2　前項により交付決定したものは、交付決定通知書により補助事業者等に通知するものとする。

（着工の制限）

第11条　交付対象事業の着工（機械、機材等の発注を含む）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず、事業実施主体はやむを得ない事情により、指令前に着工する必要（以下「事前着工」という。）がある場合には、その旨を具体的に明記した福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会振興基金事業補助金指令前着工届（様式4）を、会長あてに提出するものとする。

3　前項の事前着工は、当該事業の着工が交付決定後に実施された場合、事業完了時期が予定より著しく遅れ、工事（機械購入を含む）完了に伴う事業の効果が翌年度まで発生しないおそれがある場合、または季節、気象等の関係から事前着工の必要性が認められる場合をいう。

（事業内容の変更等）

第12条　交付決定を受けた補助事業者等が申請した事業内容を変更するときは、規則第22条の規定により規則第7条第1項に定める補助金等変更（中止・廃止）承認申請書に代えて、福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会振興基金事業補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式5）を会長に提出しなければならない。

2　前項の様式に記載すべき事項については、実情に応じて省略、または変更させることができる。

（変更等の決定及び通知）

第13条　会長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、内容の可否を決定し、補助事業等変更（中止・廃止）承認通知書により補助事業者等に通知するものとする。

2　会長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

3　会長は、第1項の決定に際して必要に応じ協議会に意見を求めることができる。

（実績報告）

第14条 補助事業者等は、規則第20条の規定により規則第11条第1項に定める補助事業等実績報告書に代えて、福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会振興基金事業補助金事業実績報告書（様式6）を会長に提出しなければならない。規則第11条第1項必要な書類の様式は次のとおりとする。

⑴ 福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会振興基金事業明細書 様式3

⑵ その他会長が必要と認める書類

2 前項の様式に記載すべき事項については、実情に応じて省略、または変更させることができる。

（補助金の額の確定）

第15条 会長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、当該実績報告に係る補助金の交付額を確定し、補助金確定通知書により補助事業者等に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 会長は、前条の規定により補助金の交付額が確定した後において補助金を交付するものとし、補助事業者等は、規則第20条の規定により規則第14条第1項に定める補助金等交付請求書に代えて、福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会振興基金事業補助金交付請求書（補助金返還申請書）（様式7）を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会長は補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

3 補助事業者等は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会振興基金事業補助金概算払請求書（様式8）を会長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第17条 規則第16条第2項の規定により、補助事業者等は補助金の額が確定された場合おいて、既にその額を超える補助金が交付されているときは、それを返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第18条 規則第 19条第1項ただし書に規定する期間並びに同条同項各号に規定する財産は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。ただし、当該省令に定めのない財産については1件あたりの取得価格が50万円以上のものを対象とし、処分の制限の期間については別で定める。

（会計帳簿の整理等）

第20条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月16日から施行する。

【別表1】補助額（第3条関係）

事業区分	対象地域	補助率・補助上限	備考
単独事業	国見岳エリアＡの6地区 国見岳エリアＢの5地区	配分額	設備整備者（発電事業者）の売電収益の一部
国県等補助対象事業	国見岳エリアＡの6地区 国見岳エリアＢの5地区	配分額	設備整備者（発電事業者）の売電収益の一部

【別表2】対象経費（第5条関係）

費 目	内 容
人件費 （賃金、報酬）	・ 事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業補助事業者等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）
報償費 （謝礼金）	・ 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費
普通旅費	・ 事業を実施するために直接必要な事業補助事業者等の日額旅費
特別旅費	・ 調査旅費：事業を実施するために直接必要な事業補助事業者等が行う各種調査等に必要な経費 ・ 委員旅費：事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費
消耗品費	・ 事業を実施するために直接必要な次の経費で、機械・備品に該当しない物品の購入費 ・ 短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う廉価な物品の経費
通信運搬費	・ 事業を実施するために直接必要な郵便、運送に係る経費
印刷製本費	・ 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費 ・ 宣伝資材（チラシ等）の作成に係る経費
使用料及び賃借料	・ 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 ・ 事業を実施するために直接必要な物品等を利用する場合の使用料、借料となる経費
手数料	・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料
委託費	・ 本事業の交付目的たる事業の一部又は全部を他の者に委託するために必要な経費
機械・備品購入費	・ 事業を実施するために必要な機械等の購入費 ・ 機械や設備の設置に係る費用
その他	・ 特に会長が認める費用

【備考】

1 全て補助事業の実施に直接要する経費に限る。